

向山小学校「いじめ防止対策基本方針」（令和4年度改訂）

下関市立向山小学校

I 「いじめ対策基本方針」の策定について

本方針は、本校においていじめを未然に防ぐことを目的としており、学校の「いじめ防止対策基本方針」の策定義務を定めた「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）」および「山口県いじめ防止基本方針（平成29年12月改訂）」に基づいて策定したものである。

なお、本方針は、「校内いじめ防止対策委員会（以下対策委員会）」の中で見直していく。

II いじめ防止対策基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

※いじめの認知にあたっては、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織が中心となって積極的に行う。ケンカやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目しつつ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

2 いじめ防止のための基本方針

「いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうる」との認識の下、家庭や地域、関係機関等と連携・協働して未然防止に努める。全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促すとともに良好な人間関係を構築できる力及び自分の存在と他人の存在を等しく認める態度を育むことが必要である。

いじめの基本的な認識としては、次のとおりである。

- ・ いじめは、「人権にかかわる重大な問題」である。
- ・ いじめは、「学校、家庭、地域の教育力が問われる問題」である。

- ・ いじめは、「発見が難しい問題」である。
- ・ いじめは、「学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき問題」である。

さらに、いじめの認知力を向上させ、早期発見につながるため、いじめを次の3つに分類する。いじめの度合いに軽重はなく、心身の苦痛を感じている当該児童の心情に寄り添った対応をする。

① 日常衝突としてのいじめ

日常の衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

② 日常の衝突を超えた段階のいじめ

日常の衝突を超えた段階までエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、組織的な対応をとる必要のあるもの

③ 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

法に定める「重大事態」に該当する、または「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、いじめを認知した（疑わしい場合も含む）場合は、速やかに管理職への報告と情報共有を行い、組織的に対応していく。具体的には、次の項目について、重点的に取り組んでいく。

- ① 豊かな人間性と人権意識の育成
- ② いじめの早期発見・早期対応、教職員による組織的な対応
- ③ 家庭や地域、関係機関との連携

Ⅲ いじめ防止のための具体的な取組

1 校内いじめ防止対策委員会の設置

(1) 対策組織

「校内生徒指導推進委員会」を拡大したものを「校内いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 校内いじめ防止対策委員会の構成員

構成員は、校長、教頭、生徒指導主任（教育相談担当）、学年生徒指導担当（各ブロック一人）、養護教諭、とする。また、必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）、SSW、下関市教育委員会から指導主事を招聘して指導助言を仰ぐ。

(3) 対策委員会

毎月1回対策会議を開催し、早期発見のための情報交換や教育相談活動のあり方についての協議、個別事案への対応方針の決定や検証を行う。必要があれば、臨時に開催する場合もある。また、本校の「いじめ防止対策基本方針」の見直しについても協議し、「いじめ防止対策基本方針」に基づいた対応を行う。

2 豊かな人間性と人権意識の育成

(1) 道徳教育

道徳指導全体計画による取組を確実に実施する。特に、年間35時間の道徳の授業を確実に実施するとともに、体験活動等、全教育活動を通して道徳的実践力の育成を図る。

(2) 人権教育

道徳指導全体計画による取組を、学校生活のさまざまな場面において確実に実施することによって児童の人権意識を高める。また、いじめはどのような理由があっても許されない行為であることを認識させる。

3 早期発見のための対策

(1) 「生活アンケート（心のスマイルチェック・心のアンケート）」の実施と活用

- ・「心のスマイルチェック」は、毎週1回、水曜日に実施する。回収したアンケートは、担任がチェックし、気になる児童については早めに声をかける。
- ・「心のアンケート」は、年2回（6月・11月下旬）に実施する。いじめの内容を含んでいるので、気になることについては、すぐに生徒指導主任および教育相談担当に相談し、対策委員会を開き、情報を共有し、早急に対策を練る。

(2) 校内での情報共有

学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに情報を共有するシステムを構築し、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。児童の気になる情報については、ささいなことであってもすぐに関係教員に報告するとともに、毎月の職員会の生徒指導研修会で情報共有をする。

(3) 家庭、地域、関係機関等との連携

家庭、地域、関係機関等と、いじめの現状や課題について情報を共有し、協力していじめの防止等に取り組む体制をつくる。また、教育委員会と情報共有のもと、スクールカウンセラーやSSW、GA、CA、スクールロイヤー等の関係機関と連携して対応できる体制を整備する。

4 教育相談の充実

(1) 日常的な行動のきめ細かな観察

「いじり」や「からかい」は、受けた側が苦痛を感じれば「いじめ」という認識をもつ。

(2) 教育相談週間の充実

教育相談計画による取組を確実に実施する。(教育相談週間(年2回)の実施) スクールカウンセラーを活用し、教育相談の充実を図る。

5 啓発活動等

(1) 教職員研修

いじめ防止と発生時の対応についての教職員研修を計画的に実施する。

(2) 学校評価アンケートおよび保護者への生活アンケート

いじめ対策についての評価や意見を受け、改善策を策定する。

IV いじめへの対応

1 現に起きているいじめへの対応

(1) 校内体制

担任や担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく学校として情報の共有を基に、「校内いじめ防止対策委員会」を中核として、全校体制でいじめの解決に向けた取組を行う。

○いじめの可能性がある場合も含めて、事実関係を確認する。

○対策委員会を中心に、対応方針と役割分担の決定と留意事項の確認をして対応する。

- ・ 事実確認と情報の集約と整理、記録
- ・ 児童・保護者への聞き取り
- ・ 児童(被害・加害・周囲)への指導とケア
- ・ 保護者(被害・加害・周囲)への対応と連携
- ・ SCや市教委との連携
- ・ 地域・関係機関との連携
- ・ 他の児童及び保護者への対応
- ・ その他

※山口県いじめ防止基本方針別冊関連資料「重大事態への対応フロー図」

※同P61「問題行動等対応マニュアル(いじめ防止等に関わる対応) : 「いじめ」の対応について」

※同P67「問題行動等対応マニュアル(いじめ防止等に関わる対応) : 「インターネット上の誹謗中傷等」の対応について」

○事実確認と情報の集約と整理、記録については、次の点に留意する。

- ・ 事案の概要、経緯及び対応については、必ず記録し、保管する。
- ・ 学校外で起こった事案についても、いじめは、継続していることも多いため、慎重に対応する。

- ・ものの捉え方や感じ方は児童によって異なるため、被害を訴えている児童の心情に寄り添い、心のケアを図ることに重点をおく。
- 対応結果を検証・改善しながら解決するまで継続して対応を続ける。
- 必要に応じてPTAや地域、教育委員会や関係機関とも連携を図る。
 - ※同「いじめ等の問題行動に係る「ケース会議」の開催による警察との連携について（平24・9・14）」
 - ※同「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（平24・11・6）」

(2) 対応の留意点

- いじめられている児童のこれまでの心の痛みや不安感等を共感的に理解するとともに、「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示しながら対応する。また、対策委員会を中心に、対応上の留意点を明確にする。
- 被害児童の精神状態の安定と自信回復を目指しながら対応する。
 - 被害児童の保護者には説明責任を果たしつつ誠意ある対応をするとともに、協力関係を構築する。
 - 加害児童に対しては、児童の話を傾聴しつつ内省を促す指導をする。
 - 加害児童の保護者には、児童の内省と被害児童との人間関係の再構築が共通の目標となるように、共に考えていく。
 - 周囲の児童に対しては、当事者意識をもたせるとともに、いじめを見た時の対応を指導する。

(3) PTA・地域・関係機関との連携

- 早期解決のために、必要に応じてPTA役員やコミュニティ・スクール運営協議会委員、関係機関の対策委員会への参画を得る。
- 児童の個人情報やいじめについての情報源の漏えいがないようにする。
 - 犯罪行為の可能性が高い時は、教育的配慮の下で、警察との連携を躊躇しない。

2 インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

(1) 情報モラル教育の充実

情報モラル教育を計画的・系統的に実施する。児童や保護者に対し、トラブルや犯罪行為に巻き込まれないよう、インターネットや携帯電話等の適切な使用について指導を行う。また家庭と連携し、使用に関するルールを徹底させる。

(2) 家庭・地域への啓発活動

参観日にあわせて「ケータイ教室」を実施したり、保護者会や学校運営協議

会等を通して下関市「児童生徒の携帯電話等の利用に関する指針」を周知したりするとともに、ネットいじめに関する啓発と対策の取組を推進する。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する児童や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対策委員会」において判断する。判断に当たっては、市教委から、指導助言等を得る。

(2) 重大事態への対応

事案の重大性を踏まえ、事実にしっかりと向き合いながら、いじめの全容解明と早期対応に向けて取り組む。そして、対策委員会を中心として迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

○対策委員会を中心に、対応方針と役割分担の決定と留意事項の確認をして対応する。IV 1 (1) の項目の他、

- ・ 緊急避難
- ・ 警察への通報
- ・ 出席停止の市教委への提案
- ・ 調査結果の取扱
- ・ 報道対応
- ・ 相談や苦情等への対応

※同「重大事態への対応フロー図」

○クライシスレスポンスチームやSC、SSW、少年安全サポーターについて、市教委と協議し 必要があれば、派遣依頼をする。

V 関係資料

- 道徳教育全体計画 ○ 人権教育全体計画 ○ 生徒指導計画
- 教育相談計画 ○ 山口県いじめ防止基本方針○ 下関市いじめ防止基本方針
- 個別の指導・支援計画（様式） ○ 問題行動等対応マニュアル